

経年劣化対策の強化と 消安法の改正

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

- 消費生活用製品安全法の改正法案が、10月12日国会に提出された。
- これは、経年劣化による事故を未然に防止するための法改正である。
- この改正法案の概略を紹介する。

1. 消安法の改正法案

○今年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等は、製品の長期間の使用に伴い生ずる劣化（「**経年劣化**」）が主因であり、出荷後における事故の未然防止が重要な課題となっていた。

○そこで、10月12日、消費生活用製品安全法（「**消安法**」）の改正法案^{（注1）}^{（注2）}が現在開催中の国会（第168回臨時国会）に提出された^{（注3）}。

（注1）経済産業省の次のホームページ参照。

<http://www.meti.go.jp/press/20071012002/20071012002.html>

（注2）消費生活用製品安全法（「消安法」）の改正法案の正式名称は、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」である。

（注3）消安法については、製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の国への報告を義務づけた改正法が、昨年、平成18年（2006年）11月29日に成立し、今年、平成19年（2007年）5月14日から施行されている。この点については以下のレポート参照。

- ・「消安法改正案による製品事故の報告義務づけ—ちょっとキーワード7—」（堀内勇世、2006.10.26作成）
- ・「改正消費生活用製品安全法の施行日」（堀内勇世、2007.2.28作成）

○現行の消安法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とした法律である。

○改正法案では、この目的に新たに、「特定保守製品の適切な保守の促進」が加えられている。それに伴い新たな制度が盛り込まれている（その概略は、次の「2. 改正の概略」を参照）。

○なお、この改正の施行日は、原則、公布後1年6ヶ月を超えない範囲内で、政令で定める日とされている。

2. 改正の概略

(1) 長期使用時の製品の保守サポート制度の導入

○消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（「**特定保守商品**」）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者を求める制度を創設している。具体的には次のような義務を創設している。

(1) 特定保守商品に係る製造・輸入事業者は、当局への届出を義務付けている。
(2) 製造・輸入事業者は、例えば、次のことを義務付けている。 イ) 省令で定める基準に従って、設計標準使用期間 ^(注4) ・点検期間 ^(注5) を設定すること ロ) 設計標準使用期間・点検期間等を製品に表示すること ハ) 消費者がその氏名及び住所等の情報（「所有者情報」）を製造・輸入事業者へ提供するための書面（「所有者票」）等を、製品に添付すること ニ) 消費者へ点検の通知を行うこと ホ) 点検期間中に消費者から点検要請があれば応諾すること ヘ) 省令で定める基準に則った、点検体制を整備すること
(3) 販売事業者等に、消費者への経年劣化リスク、点検の必要性に関する説明などを義務付けている。なお、販売事業者等は、所有者票が添付されているとき、その旨を併せて説明しなければならないとしている。
(4) 消費者に、所有者情報を製造・輸入事業者へ提供することを義務付けている。また、消費者は、点検を行う等保守に努めなければならないとしている。
(5) 国（主務大臣）に、一定の場合に、点検事業者に関する情報の収集・公表することを義務付けている。

(注4) 「設計標準使用期間」とは、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間のことである。

(注5) 「点検期間」とは、設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間のことである。

○なお、「特定保守商品」は、改正法案成立後、政令で定められることになっている。現在、特定保守商品として検討されているのは、燃焼・大電力系の設置型の製品である、ガス瞬間湯沸器、ガス風呂釜、石油温風暖房機、食器洗乾燥機、浴室乾燥暖房機等9品目である。

(2) 経年劣化に関する情報の収集及び提供

○国（主務大臣）や事業者は、以下のとおり、経年劣化に関する収集・公表を義務付けている。

- | |
|---|
| (a) 国（主務大臣）は、経年劣化に係る危険情報の収集・公表を義務付けている。 |
| (b) 事業者は、経年劣化により一定数の重大事故が発生している製品（例：扇風機等）に関する情報を、消費者に提供するよう努めることを義務付けている。 |